

令和8年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

(スポーツ活動への助成)

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とする。

■助成対象者

1. 助成対象者

(1) スポーツ活動活性化モデル事業

法人格を有するスポーツ関係団体・障害者スポーツ団体、地方公共団体、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

(2) スポーツ活動普及事業

スポーツ関係団体・障害者スポーツ団体（法人格の有無は問わない）、障害者支援団体、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

注1）実行委員会等事業の企画運営に当たる組織は、(1)(2)ともに、地方公共団体が関与している場合に限る。

注2）営利を目的とする団体を除く。

■助成対象事業及び助成金額

1. 助成対象事業

不特定多数の者（障害者を含む）の利益の増進に寄与することを主たる目的に国内で実施する次の事業を助成対象事業とする。

(1) スポーツ活動活性化モデル事業

スポーツ活動の一層の充実を図るため、下記のテーマについて社会の変化や状況に応じた活動やしぐみを開発・振興することを目的とする事業。成果目標（数値目標を含む）を定め、PDCAサイクルを効率的に運用し、3年間で目標達成を目指す。

【募集テーマ】

①アーバンスポーツ等による地域づくり

- ・若者を中心に人気が高まっているアーバンスポーツ等の特性を活かした、多様で創造性あるスポーツによる地域づくり

②子供たちの自主性を育むスポーツ活動のネットワーク化

- ・生涯にわたり、主体的に楽しくスポーツに親しむ環境づくりを広域的に多種目間で展開するしぐみの開発とネットワーク化

(2) スポーツ活動普及事業

年齢や性別、障害の有無等に関わらず人々が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会を提供することを目的とする事業。

①実施規模

全国、ブロック、県内全域規模で実施するスポーツ活動の振興に資する事業
(文化活動、社会教育活動を除く)

②事業内容

大会、競技会、交流会、研修会、セミナー等

(3) 申請時の留意点

①共通

- ・営利的なイベント、興行、申請団体への加入者誘引、及び個人的資格取得講習会は対象外とする。
- ・他の補助金や助成金等との併用は可能であるが、活動内容や経費の棲み分けがされていること。

②(2) スポーツ活動普及事業

- ・原則として、同一事業は連続3回までとする。(令和6年度から適用)
- ・事業規模は、直接活動する実参加者数が原則として50人以上であること。

2. 助成金額

(1) スポーツ活動活性化モデル事業(助成総額(予定)500万円)

- ・1事業上限250万円/1年
- ・助成期間は、原則3年間(令和8年度から令和10年度)
必要があると認められる場合は予算を繰り越すことができる。一方、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

(2) スポーツ活動普及事業(助成総額(予定):4,500万円)

助成金額は次のとおり。助成期間はいずれも単年度。

- ① 多種目にわたって行われ、且つ大規模な青少年スポーツ振興事業
…1事業上限250万円 助成率1/2以内
- ② 全国規模で開催されるスポーツ活動の振興に関する事業
…1事業上限100万円 助成率1/2以内
- ③ ブロック、県内単位規模で開催されるスポーツ活動の振興に関する事業
…1事業上限50万円 助成率1/2以内

(3) 対象経費等

【対象経費】

- ・事業に直接要する経費(諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費(臨時雇用者に限る)など)とし、助成期間内に国内で使用した経費。
- ・(1) スポーツ活動活性化モデル事業は、備品費(助成金の上限(総額)は50万円とし、備品台帳等での管理が条件))及び一般管理費(助成金の範囲内で10%を上限)を計上することが可能。

【対象外経費】

- ・懇親会、パーティ等に要する飲食等の経費
- ・保険料
- ・備品費（3万円以上） ※（2）スポーツ活動普及事業に限る。
- ・団体運営のための経常的経費（設備費、給与等）

■助成対象（事業実施）期間

各種事業の助成対象期間は以下のとおりとする。

（1）スポーツ活動活性化モデル事業

令和8年4月1日から令和11年3月10日（3か年）までに実施される活動
ただし、助成金額は、毎年度の申請書（中間報告書等）を審査の上決定

（2）スポーツ活動普及事業

令和8年4月1日から令和9年3月10日までに実施される活動

■応募方法

1. 応募方法 Graain（グラライン、電子申請システム）

○応募に当たっては、Graain から申請すること（郵送、メール不可）。

手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出してください。

○申請書には、下記の書類を作成又は添付する必要があるので準備して提出すること。

（必須項目）

- ①事業計画書（Graain から入力）
- ②事業予算書（協会様式、Excel 形式）
- ③過去2年度の事業実績及び決算書（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）

※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除く。

（条件に合致する場合）

- ①定款、規約又はそれに類する規定等（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）

・条件：過去2年度間に当協会の助成を受けていない場合

※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除く。

- ②関係資料：事業の概要が分かる資料（様式自由、PDF 形式）

・条件：前年度に同種の事業を行っている場合、申請内容の補足を希望する場合

2. 応募期間

令和7年11月4日～令和7年12月25日16時（時間厳守）

3. 応募（申請）は、1団体につき各事業1件まで。

電子申請システム「Graain」の利用方法

- ①「Graain」に新規アカウントを作成する。アカウントはGoogle以外で作成すること。

<https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login>

※既に、Graainのアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要。既存のアカウントでログインすること。

- ②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、次のいずれかの事業を選択する。

- ・スポーツ活動活性化モデル事業
- ・スポーツ活動普及事業

- ③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出する。

<注意>

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則としてGraainにて通知するので、必ず同システム内の通知を確認すること。

なお、Graainにアカウント登録するE-mailは、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励する。

<参考>

詳しくは、以下のマニュアルを参照ください。

- ・Graain 新規アカウント登録マニュアル
- ・Graain 利用操作マニュアル

■選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定する。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがある。

■採択基準

（１）スポーツ活動活性化モデル事業

- ・申請団体が拠点となり、地方公共団体や関係団体等と連携し、テーマに沿ったスポーツ活動の振興に寄与することが期待できる事業であること。
- ・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。
- ・事業を実施するための専門的知識や実績等を有し、実施体制が構築されていること。
- ・成果目標が明確であり、かつ成果目標の達成に向けた各年度の具体的な事業計画や予算計画が示され、事業の実現可能性が高いこと。
- ・助成事業終了後も自立的な持続可能性が期待できること。
- ・安全に実施するための配慮事項が明確であること。

（２）スポーツ活動普及事業

- ・スポーツの振興に寄与することが期待される事業であること。
- ・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。
- ・事業計画・予算の内容が明確で熟度が高く、実施体制も構築され、事業の実施が確実であること。
- ・助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること。
- ・安全に実施するための配慮事項が明確であること。

■採択必須条件：

1. 事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じてスポーツに親しむ契機となるよう努めること。
 2. 参加者が安全・安心に参加できる状況で実施すること。傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。
 3. 助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。
 - ・開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。
 - ・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。
 - ・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を貼付すること。
 - ・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。
 - ・SNS等を活用した活動の広報を行うこと。
- 上記、※印については、採択時に連絡する。

■応募～助成期間終了まで

- ・応募受付期間：令和7年11月4日～令和7年12月25日16時
- ・助成の決定・通知：令和8年3月上旬（予定）
申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受け付けない。
- ・助成事業の開始：令和8年4月1日
- ・助成金の交付：令和8年6月上旬（予定）

■助成期間終了後：

1. 実績報告書の提出 Graain（グラーイン、電子申請システム）
 - ・事業報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可）。
- 手続き方法等については、採択後に別途連絡します。

(1) スポーツ活動活性化モデル事業

- ① 事業実施年度毎に事業報告書（令和8、9年度：中間報告書、令和10年度：実績報告書）を提出すること。

なお、中間報告の内容や今後の方針等について、ヒアリングを行うことがある。

② 報告書等の提出期限

（中間報告書等）

・令和8年度事業分：令和9年4月9日（厳守）

・令和9年度事業分：令和10年4月10日（厳守）

（実績報告書等）

・実績報告書：令和11年4月10日（厳守）

(2) スポーツ活動普及事業

① 報告書等の提出期限

事業終了後30日以内若しくは翌年度4月9日のいずれか早い日（厳守）

■留意事項：

1. 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。

① 対象事業を中止又は廃止した場合

② 報告書の提出を怠った場合

③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合

④ 決算で助成率が1/2を超えた場合（「(2) スポーツ活動普及事業」に限る）

⑤ 決算で剰余金が生じた場合

⑥ 助成事業で購入した備品を目的外で使用した場合

⑦ 上記「採択必須条件」の取り扱いを怠った場合

2. (2) スポーツ活動普及事業の助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業は連続3回までとする。（令和6年度から適用）

3. 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

■個人情報の取扱い等：

1. 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取り扱う。
2. 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

■お問合せ先：

公益財団法人スポーツ安全協会 助成担当（根本、高橋）

メール：josei@spoon.or.jp

電話：080（8025）3002 （平日10時～16時）